

< 個別案件確認表（東京都） >

東京都担当確認年月日 平成 30 年 4 月 17 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 4 月 17 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 3 年 2 月 10 日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 馬術競技会場（馬事公苑）仮設施設・オーバーレイ整備工事

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担の基本的な考え方は、平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが説明により確認できた。 ● 本件は大枠の合意に基づき、組織委員会、都、国の負担額を積算しているが、現状の発注額は実施設計完了時のものであり、工事の進捗に応じて修正することが必要である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約における整備は全てオーバーレイ、仮設等のインフラ整備にあたることから、平成 29 年 5 月 31 日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ● 組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ● 仮設施設・オーバーレイ整備は、平成 29 年度に実施設計を完了し、引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ● また、組織委員会は IOC や IF 等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥	<ul style="list-style-type: none"> ● 観客席、テント、フェンスなど大会運営に用いる仮設施設の整備であり、不可欠な事業である。 ● 観客席については、9,300 席となっており、立候補ファイル時（14,000 席）やリオ大会（12,000 席）における実績と比較し、少なくなっている。 ● 大規模かつ特殊なイベントであり、借上施設やその備品類では、量的にも質的にも不十分で、本事業により補う必要がある。 ● 本件は大会運営に必要な内容であることを確認している。 <p>【平成 30 年 10 月 1 日、起工内容変更確認】</p> <p>当初設計において整理した与条件について、再度 IOC 等と協議し更なる精査を行い、最低限必要な内容となっている。</p>	必要性

<p>当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設施設の規模、仕様、配置は、過去大会の事例を参考に、関係各部門の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ● 発注図書において、次の数量の整合を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 競技会場に必要な観客のための鉄骨スタンド工事、アスファルト舗装等の大会運営に必要な項目が計上されている。 ② 必要な撤去費、建設副産物処理費、諸経費が計上されている。 ③ 馬術競技会場では、上記①②の他に放送・競技用照明、外部仮囲い、プレハブ・テント、内部改修（設備）といった大会運営に必要な項目が計上されている。 ● 積算にあたっては、原則として東京都財務局の定める積算基準により、標準単価や建設資材定期刊行物による単価に基づき積算されていることを確認した。 ● また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ● 内訳書ではリースと買取りの分けが明記されていない項目については組織委員会へのヒアリングにより確認した。また、リース材の単価が組織委員会の単価設定の方針に従って設定されていることを確認した。 ● 工程については、提示されたオーバーレイ整備工程を確認した。 ● 調達する資機材等については、要求水準において「持続可能性に配慮した調達コードを遵守する」こととするとともに、可能な限りリースまたはレンタル品を使用していることを確認した。 ● 仮設資材については、特注品を極力減らし、できる限り汎用品を用いている。また、調達に当たり、レンタル・リースを原則とし、買取りを最小限とするよう努められたい。 ● やむなく特注や買取りとせざるを得なかった仮設施設については、大会後に有効活用を図るべく、既に施設管理者と調整を始めていることを確認した。引き続き、こうした取組をはじめ、3Rを推進していただきたい。 ● アクセシビリティについては、オーバーレイ整備のアクセシビリティに関する基本的な考え方を「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」によることを確認した。 ● 馬術競技会場に必要な施設や設備の内容・機能については、組織委員会へのヒアリングによりIOC・IF等の要求基準に基づいて検討し、施設や設備が過度となっていないか精査を行い、整備費削減を図り、IOC・IF等との協議を経て決定していることを確認した。 <p>【平成30年10月1日、起工内容変更確認】 施設の規模はIOC等との協議結果に基づき決定されており妥当である。また、工事費は、都の工事積算標準に準じて算出されており妥当である。</p>
------------------	------------	---

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 積算にあたっては、原則として東京都財務局の定める積算基準により、標準単価や建設資材定期刊行物による単価に基づき積算されている。 ● また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ● 上記のほか、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により包括的に確認した。 【平成30年10月1日、起工内容変更確認】 発注図書は、IOC等との協議結果に基づき作成されており妥当である。また、積算についても、都の積算基準、単価に準じて算出されており妥当である。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により適切であることを包括的に確認した。 ● 現状の実施設計での設計内容に基づく本案件については、概ね妥当と判断した。併せて、発注総額がV2予算内に収まっていることを確認した。 <p>(令和3年2月9日 契約変更に伴う追記)</p> <p>現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。</p> <p>設計内容及び金額については、組織委員会へヒアリングを行うとともに、実施設計図面、内訳書により確認しているところであるが、引き続き可能な限りの効率化、精査を図り、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		

※公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 30 年 4 月 17 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 4 月 17 日

(予定価格変更に伴う再確認年月日 平成 31 年 3 月 15 日)

(実施設計完了に伴う確認年月日 令和 2 年 9 月 18 日)

(契約変更に伴う再確認日 令和 3 年 2 月 10 日)

事業名 共同実施事業 (仮設等、エネルギー、テクノロジー、オペレーション)

案件名 仮設オーバーレイ整備業務 (その 8) (オリンピックアクアティクスセンター、東京辰巳
国際水泳場)

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担の基本的な考え方は、平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが説明により確認できた。 ● 本件は大枠の合意に基づき、組織委員会、都、国の負担額を積算しているが、現状の発注額は基本設計完了時のものであり、設計・工事の進捗に応じて修正することが必要である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約における整備は全てオーバーレイ、仮設等のインフラ整備にあたることから、平成 29 年 5 月 31 日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ● 組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ● 仮設オーバーレイに関しては、平成 29 年度に基本設計を実施しており、本件は引き続き実施設計および工事を行うものであり継続性が必要となる。 ● また、組織委員会は IOC や IF 等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性 (必要な内容、機能かなど)、効率性 (適正な規模、単価かなど)、納得性 (類似のものと比較して相応かなど) 等の観点から妥当なものであること	<p style="text-align: center;">必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観客席、テント、フェンスなど大会運営に用いる仮設施設の整備であり、不可欠な事業である。 ● 大規模かつ特殊なイベントであり、借上施設やその備品類では、量的にも質的にも不十分で、本事業により補う必要がある。 ● 本件は大会運営に必要な内容であることを確認している。 	

	効 率 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設施設の規模、仕様、配置は、過去大会の事例を参考に、関係各部門の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ⇒（平成31年3月15日起工内容変更確認）再起工にあたり、規模、仕様、配置を見直し、組織委員会内の関係各部門の了承を得ていることを確認した。 ● 発注図書において、次の数量の整合を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一体的に運営されるオリンピックアクアティクスセンター及び東京辰巳国際水泳場は、競技会場に必要なセキュリティにかかるフェンス・バリア、ユニットハウス、テント、観客のためのスタンド・客席、暑さ対策、仮設プール（空調設備含む）及びその付属棟（プレハブ）、既存公園の部分撤去・復旧、内部改修（設備）といった大会運営に必要な項目が計上されている。 ② 維持管理費、撤去費、建設副産物処理費、諸経費が計上されている。 ⇒（平成31年3月15日起工内容変更確認）東京アクアティクスセンターにおいては、護岸フェンスの取止め、オリンピックファミリーラウンジの仕様の見直しなど、数量・仕様の見直しが行われていることを確認した。 また、東京辰巳国際水泳場においては、仮設観客席の数量の見直し、工事中仮囲いを大会時のセキュリティフェンスとして活用するなど、数量・仕様の見直しが行われていることを確認した。 ● 予定価格の積算に用いる単価は、都単価や刊行物掲載の市場価格を用いるほか、独自に国内外の仮設業者から聴取した情報に基づき単価を設定している。なお、単価は過去大会の知見を有し、市場価格に精通したコンサルタントの査定を受け、設定していることを確認した。 ● 内訳書、見積比較表などで主な項目の単価設定根拠を確認するとともに、組織委員会へのヒアリングにより、単価設定の方針（採用単価の優先順位など）に従って積算していることを確認した。 ● 内訳書ではリースと買取りの分けが明記されていない項目については組織委員会へのヒアリングにより確認した。また、リース材の単価が組織委員会の単価設定の方針に従って設定されていることを確認した。 ● 辰巳海浜公園及びアクアティクスセンター本体棟周辺に配置するコンパウンド・仮設オーバーレイについては、辰巳国際水泳場と共通で利用する計画であり、競技運営及び管理を一体的に行うことを要求水準書で確認した。 ● 工程については、要求水準書で工期及びオーバーレイ整備工程に記載があることを確認した。 ● 調達する資機材等については、要求水準書において「持続可能性に配慮した調達コードを遵守する」こととするとともに、可能な限りリースまたはレンタル品を使用していることを確認した。 ● 仮設資材については、特注品を極力減らし、できる限り汎用品を用いている。また、調達に当たり、レンタル・リースを原則とし、買取りを最小限とすることで資材発生を抑制している。 ● やむなく特注や買取りとせざるを得なかった仮設施設については、大会後に有効活用を図るべく、既に一部の施設管理者と調整を始めていることを確認した。引き続き、こうした取組を始め、3Rを推進していただきたい。 ● アクセシビリティについては、要求水準書において、オーバーレイ整備のアクセシビリティに関する基本的な考え方を「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」によることを確認した。 	
--	-------------	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業内容のさらなる最適化を図るため、CVE、SVSD等により、規模、仕様、工法など設計内容全般にわたる見直し及びコストの縮減を並行して行ってきた。 ● なお、オリンピックアクアティクスセンターについて、次の金額に関わる2点に関して、妥当性の確認のため、契約までに説明をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ① 仮設プールの水温・水質管理の内容 ⇒（平成30年8月6日追記）仮設プール水温・水質維持管理について、他のオーバーレイ整備の仮設物等と同様に維持管理費を見込んでいることを確認した。 ② 地盤変化に関する測定の内容 ⇒（平成30年8月6日追記）地盤変化に関する測定について、実施設計にて地盤沈下等の可能性が生じた場合に既存復旧を行うため、工事実施前後の地盤測定を行う予定であり、その方法等は実施設計において詳細検討を行うことを確認した。 ● 東京辰巳国際水泳場について、次の金額に関わる4点に関して、妥当性の確認のため、契約までに説明をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ① 受変電設備設置とのメインプールへの機材搬入ルート ⇒（平成30年7月2日追記）受変電設備の設置時期や仮設プールの工事ヤードの確保等を踏まえ、実施設計において詳細検討を行うことを確認した。 ② 通信用外構配管の工事区分 ⇒（平成30年7月2日追記）通信用外構配管について、都による改修工事の発注図を参考に実施設計において設置位置の詳細検討を行うことを確認した。 ③ ドーピングコントロール周りの復旧工事の内容及び範囲 ⇒（平成30年7月2日追記）ドーピングコントロール周りの復旧工事の内容及び範囲について、仮設プレハブ等の資材搬出入をクレーン及び人力で対応し、既存樹木の撤去等は行わない計画であることを確認した。 ④ メインプールに設置した仮設音響設備の撤去の考え方 ⇒（平成30年7月2日追記）メインプールに設置した仮設音響設備の撤去について、設置工事を含め、別工事に対応することを確認した。 	
	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮施設整備費について都単価や刊行物がないものについては、関心度調査を実施し、国内外のサプライヤーから供給可能量や費用情報を入手し、単価を設定している。 ● CVE、SVSD等によりコスト縮減を図るとともに、受注者からも契約時VE提案を募る予定など、一貫してコスト縮減に取り組んでいる。 ● 上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、要求水準書、内訳書により包括的に確認し、納得性があると判断した。 	
その 他 経 費 の 内 容 等 が 公 費 負 担 の 対 象 と し て 適 切 な も の で あ る こ と		<ul style="list-style-type: none"> ● 積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、要求水準書、内訳書により公費負担の対象として適切であることを包括的に確認した。 ● 現状の基本設計での設計内容に基づく本案件については、概ね妥当と判断した。併せて、発注総額がV2予算内に収まっていることを確認した。 ⇒（平成31年3月15日起工内容変更確認）今回の発注予定価格は当初起工額を上回るが、V3の仮設オーバーレイ全体予算内に収まっていることを確認した。 ただし、今後行われる実施設計の積算作業では、貴委員会において単価等を十分に精査した上で、工事着手前までにその設定根拠をご説明いただきたい。 ● 今後、実施設計に向けて、仕様や数量の精緻化を図り、CVEやSVSD等の手法を用い更なるコスト縮減に努めて頂きたい。実施 	

	<p>設計完了後は、工事着手前の段階で、本作業部会において再度設計内容及び金額の確認を行わせて頂きたい。</p> <p>(令和2年9月17日 実施設計完了に伴う追記)</p> <p>大会経費の都の枠内に収まっていることは確認しているが、全体経費についても引き続き縮減に努めること。</p> <p>設計内容及び金額については、組織委員会へヒアリングを行うとともに、実施設計図面、内訳書により確認しているところであるが、実施設計完了に伴う契約変更（覚書締結）前までに、技術的な検討内容等の補足説明をお願いしたい。</p> <p>また、大会後の撤去については、必要経費を計上した上で、今後、工程を具体化していくことを確認した。このことについて、施設所有者との調整を行いつつ最小限の工期によるコスト縮減に努めた上で、改めてご説明いただきたい。</p> <p>なお、費用分担については、工事の実績に基づき、各経費区分および公費負担額などについて確定するものとする。</p> <p>(令和2年11月26日 追記)</p> <p>組織委員会からの補足説明により、技術的な検討内容等を確認した。</p> <p>(令和3年2月9日 契約変更に伴う追記)</p> <p>設計内容及び金額については、組織委員会へヒアリングを行うとともに、実施設計図面、内訳書により確認しているところであるが、引き続き可能な限りの効率化、精査を図り、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p> <p>現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。</p> <p>都は大会経費の都の分担額の枠内であることを令和2年度末に、改めて確認した上で負担することとする。</p>	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。